委員ハ議長指名

（委員）

羽毛田渡、高橋宇吉

寺田保太郎、深谷長治

可決

6、小岩井理事辞任ニ関スル件

選挙ノ方法ハ大会ニ於テ理事ニ選出シ

然ルニ支部主事辞任ト同一理由ニテ辞任

ノ申出アリタルモ理事会ニ於テハ辞任ヲ

慰留セシムルコトニ一決セリ之ヲ承認セシメタシ

可決

7、野田醤油会社ニ対スル態度ノ件

近来会社ハ益々従業員ニ対シテ誠意ナキノ

ミナラズ更ニ暴虐ナル要求ニ対シ当方ノ要求モ全然

以降陰険ノ希望ヲ続ケルニ対シテハ実行

ニ迫リ悠ヲナシ一致シテ之ガ貫徹

十年ニ至ルモ離叶ニ其意志ト決ス

持スルニ至ルノ要ス

可決